



Take Action

まず行動を起こそう

第5次
笛吹市行財政改革大綱

令和4年度～令和7年度
(2022年度～2025年度)

笛吹市



目次

第1章	はじめに	1
1	行財政改革の必要性について	1
2	行財政改革大綱の位置付け	1
3	行財政改革のこれまでの取組	2
4	取組期間	2
5	SDGs との関係	2
第2章	市の人口及び行財政の状況と課題	3
1	人口について	3
(1)	人口の推移と見通し	3
(2)	課題	3
2	行財政について	4
(1)	職員数の状況	4
(2)	歳入歳出の状況と見通し	4
(3)	地方債、基金残高の状況と見通し	6
(4)	財政健全化判断比率の状況と見通し	7
(5)	課題	8
第3章	第5次行財政改革大綱の基本的な考え方	9
1	第5次行財政改革大綱の目標	9
2	第5次行財政改革大綱の基本方針	9
(1)	時代の変化を的確に捉え、チャレンジする	9
(2)	資源の最適化	9
(3)	新たな技術の活用	9
(4)	公民連携の推進	9
(5)	財政基盤の強化	10
第4章	第5次行財政改革大綱の取組	11
1	時代の変化を的確に捉え、チャレンジする	11
(1)	市民にわかりやすい市役所	11
(2)	事務事業の見直し	11
(3)	人材育成と効率的な組織体制の構築	12
(4)	客観的根拠や証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	12
2	資源の最適化	12
(1)	業務分析による事務の見直し	12
(2)	組織の見直し、人員配置の最適化	13
(3)	公共施設等マネジメントの最適化	13

3	新たな技術の活用	13
	(1) 基幹系情報システムの標準化	13
	(2) マイナンバーカードの普及促進	13
	(3) スマート自治体推進への取組	13
	(4) 情報共有化の取組	14
4	公民連携の推進	14
	(1) 市民協働の推進	14
	(2) 民間活力の導入の推進	15
5	財政基盤の強化	15
	(1) 財源確保の取組	15
	(2) 歳出節減の取組	16
	(3) 財政の健全化	16
	(4) 特別会計等の経営健全化	16
資料編		17
	第5次笛吹市行財政改革大綱に関する諮問書	17
	第5次笛吹市行財政改革大綱に関する答申書	18
	笛吹市行政改革推進委員会 委員	19
	第5次笛吹市行財政改革大綱策定の経過	19

第1章 はじめに

1 行財政改革の必要性について

笛吹市の人口は、少子高齢化の進行により、平成17年の71,711人をピークに減少に転じており、この傾向は、今後も続くものと想定しています。このような状況の中、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大や行政に対する市民ニーズの高度化、多様化に対応するため、地方は、自らの責任と判断において、地域の実情に沿った行政運営を行うとともに、引き続き、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供していかねばなりません。

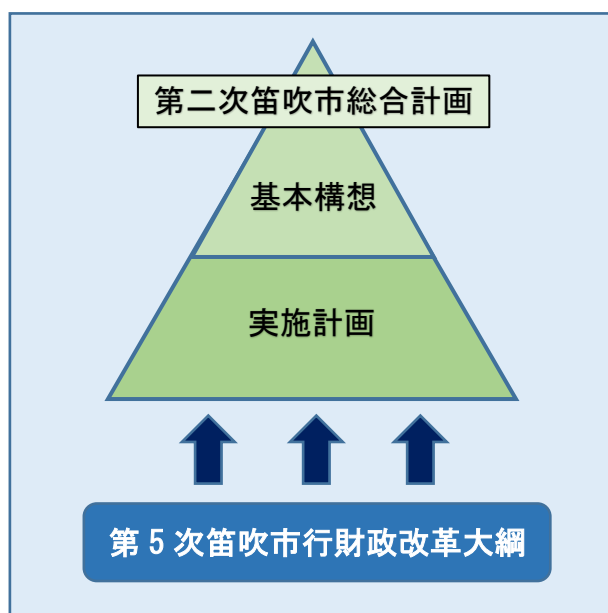
そのためには、コスト意識の徹底や前例踏襲からの脱却を図り、新たな発想と創意工夫により、引き続き改革を進める必要があります。

平成29年度に策定した本市の最上位計画である「第二次笛吹市総合計画」では、「幸せ実感 100年続くまち」の実現を目指しています。総合計画に基づくまちづくりを着実に推進していくためには、施策を実行するための安定的な財政基盤を確立し、最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組む必要があります。

これらのことから、職員一人ひとりがスピード感とチャレンジ精神を持って、行財政改革に取り組むための新たな指針として「第5次行財政改革大綱」を策定し、将来を見据えた改革に取り組みます。

2 行財政改革大綱の位置付け

本大綱は、本市の最上位計画である「第二次笛吹市総合計画」を下支えする計画の一つであり、総合計画に掲げた将来像の実現に向け、行財政改革に取り組みます。



3 行財政改革のこれまでの取組

本市では、平成 17 年度以降、4 次にわたり行財政改革大綱を策定し、行政評価の実施、事務事業の見直し、上下水道料金に関する窓口業務の民間委託、保育所の民営化、市民協働の推進、職員定数の見直し等、歳出節減の取組だけでなく、持続可能な財政基盤を確立するため、市税の徴収体制の強化、ふるさと納税や企業誘致を積極的に推進し、市税の増収を図るなど、様々な行政課題を解決するため、行財政改革に取り組んできました。

また、平成 28 年度に「笛吹市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでいます。

4 取組期間

第 5 次行財政改革大綱の取組期間は、令和 4 年度から令和 7 年度とします。

5 SDGs との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け取り組むことが、SDGs 達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市 SDGs 推進方針」を定め取組を進めており、各個別計画においても SDGs 要素の反映に努めることとしています。

本大綱においても、SDGs の理念の下、人材や財源など、資源に限りがある中、持続可能な地域社会を実現するため、取組ごとに関連する SDGs の目標を示し、行財政改革を推進します。

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられ、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標です。SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

■ SDGs17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 市の人口及び行財政の状況と課題

1 人口について

(1) 人口の推移と見通し

総人口は、昭和55年以降、増加していましたが、合併後の平成17年をピークに減少が始まっており、令和2年の国勢調査では66,947人となっています。

人口は、今後も減少していくことが予測されており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計によると、本市の令和42年の人口は、41,607人になると見込んでいます。それに対し、笛吹市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇と転入促進、転出抑制による人口維持により、55,566人を目指しています。

(単位:人)

国勢調査(実績)						笛吹市人口ビジョン									
H7	H12	H17	H22	H27	R2		R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
66,839	71,025	71,711	70,529	69,559	66,947	推計人口	66,732	64,259	61,497	58,510	55,318	51,988	48,596	45,140	41,607
						目標値	68,883	67,739	66,361	64,827	63,157	61,368	59,505	57,574	55,566

出典:「令和2年国勢調査」(総務省統計局)(<http://www.estat.go.jp>)及び「笛吹市人口ビジョン」を基に政策課が作成

(2) 課題

年齢階層別の人口構成をみると、令和2年では15歳未満の年少人口が12.0%、15歳から64歳の生産年齢人口が57.5%、65歳以上の老年人口が30.5%となっており、生産年齢人口1.9人で老年人口1人を支えています。今後、年少及び生産年齢人口比率が減少する一方で老年人口比率は増加し、令和42年には生産年齢人口1.5人で老年人口1人を支えていくことになるかと予測されます。

人口減少や少子高齢化の進展は、地域経済の縮小や労働力不足を招くほか、生産年齢人口の減少による市税収入の落ち込みや、高齢化による医療や介護などの社会保障費の増加に繋がり、市の財政状況は、非常に厳しくなることが見込まれます。

(単位:%)

	国勢調査(実績)						笛吹市人口ビジョン									
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	
年少人口比率	16.3	16.0	15.3	14.2	12.8	12.0	12.2	12.0	11.5	11.6	11.8	12.0	11.9	11.7	11.7	
生産年齢人口比率	65.5	64.4	63.3	61.5	58.6	57.5	57.9	57.2	56.7	55.0	52.8	52.0	52.3	53.0	53.1	
老年人口比率	18.2	19.6	21.4	24.3	28.6	30.5	29.8	30.8	31.7	33.4	35.4	36.1	35.8	35.3	35.2	

出典:「国勢調査」(総務省統計局)(<http://www.estat.go.jp>)及び「笛吹市人口ビジョン」を基に政策課が作成

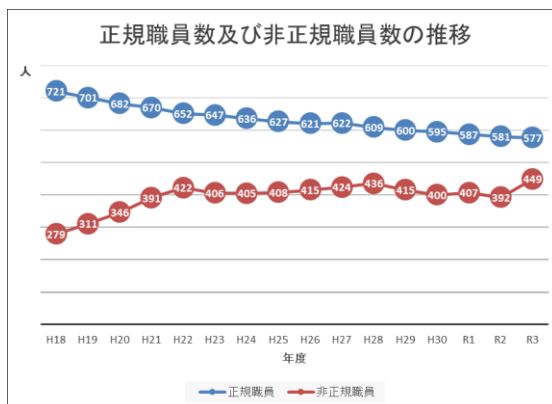
2 行財政について

(1) 職員数の状況

第1次行財政改革大綱から継続して取り組んでいる定員適正化では、正規職員の定数を計画的に見直してきました。

その結果、令和3年度の正規職員数は577人となり、平成18年度と比較し、144人削減されています。

一方、非正規職員数については、正規職員数の削減に反し、平成18年度と比較し、170人増加しています。

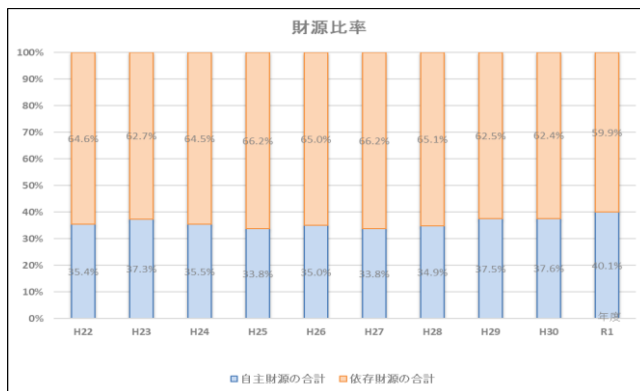


(2) 歳入歳出の状況と見通し

ア 歳入の状況

ここ10年の歳入の状況を見ると、平成26年度及び平成27年度は、雪害対応のため、増加していますが、固定資産の評価替えや地方交付税の減少等により、全体的には、減少傾向となっています。歳入合計額を自主財源ⁱと依存財源ⁱⁱに分けて比較すると、市税や使用料等自主財源については、収納対策等に取り組んできた結果、令和元年度の総額は約126億円となり、ここ10年の平均額約123億円を上回っている状況です。

一方、依存財源については、地方債の縮減を図っており、歳入全体に対する割合も減少していますが、歳入合計に対する財源比率については、約60%を依存財源に頼っていることから、財政運営の自主性や安定性を確保する必要があります。



歳入内訳		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自主財源	市税	90.5	87.7	85.6	84.6	85.3	84.2	85.2	86.0	86.3	87.3
依存財源	地方債と税・交付金等	12.7	12.0	11.3	11.6	12.5	18.1	16.4	17.3	17.9	18.4
依存財源	地方交付税	93.0	97.7	98.1	101.5	102.2	100.7	99.8	93.9	90.7	87.5
依存財源	国・県支出金	62.3	59.2	56.5	62.1	74.0	84.8	66.1	56.8	56.5	58.0
自主財源	繰入金	1.0	6.4	0.1	1.0	9.3	2.0	0.3	3.8	2.6	5.7
依存財源	地方債	48.3	44.3	48.1	48.2	60.6	57.0	39.5	33.2	38.5	24.7
自主財源	その他	27.3	32.5	32.3	28.2	39.5	46.9	33.2	30.8	34.0	33.2
自主財源の合計		118.7	126.6	118.0	113.8	134.1	133.1	118.7	120.6	122.9	126.3
依存財源の合計 (A)		216.3	213.2	214.0	223.4	249.3	260.6	221.8	201.2	203.6	188.5
依存財源の割合 (A)/(B)		64.6%	62.7%	64.5%	66.2%	65.0%	66.2%	65.1%	62.5%	62.4%	59.9%
歳入合計 (B)		335.1	339.8	332.0	337.2	383.5	393.8	340.5	321.8	326.5	314.8

出典：「地方財政状況調査関係資料」(総務省) (<http://www.soumu.go.jp>)を基に政策課が作成

ⁱ 自主財源：市が自主的に収入できる財源(市税、使用料、手数料等)

ⁱⁱ 依存財源：市が国又は都道府県から交付されるかたちで調達する財源(地方交付税、国県支出金等)

イ 歳入の見通し

令和3年度の長期財政推計(以下「財政推計」という。)では、地方交付税が減少するものの、近年、ふるさと納税寄附金が増加傾向にあり、全体として大きな変化はなく、横ばいで推移すると見込んでいます。なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業費の財源として、国・県支出金が大きくなっています。

歳入内訳	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
自主財源 市税	82.1	86.8	87.0	86.1	86.5	87.0	86.1	86.5	87.1	86.7
依存財源 地方譲与税・交付金等	21.8	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
依存財源 地方交付税	88.1	90.6	88.5	88.4	87.2	86.0	86.0	83.2	84.2	82.5
依存財源 国・県支出金	90.7	69.3	62.7	60.3	61.2	61.8	60.3	60.2	64.0	60.4
自主財源 繰入金	28.8	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
依存財源 地方債	50.9	48.8	45.2	52.4	51.2	47.3	39.8	41.6	39.8	39.5
自主財源 寄附金	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3
自主財源 その他	31.6	11.1	11.0	11.0	10.9	10.9	10.8	10.8	10.8	10.8
自主財源の合計	164.8	142.2	142.3	141.4	141.7	142.2	141.2	141.6	142.2	141.8
依存財源の合計 (A)	251.5	230.0	217.7	222.4	220.9	216.4	207.4	206.3	209.3	203.7
依存財源の割合 (A)／(B)	60.4%	61.8%	60.5%	61.1%	60.9%	60.3%	59.5%	59.3%	59.5%	59.0%
歳入合計 (B)	416.3	372.2	360.0	363.8	362.6	358.6	348.6	347.9	351.5	345.5

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

ウ 歳出の状況

ここ10年の決算額を見ると、大雪による雪害対応により、平成26年度及び平成27年度の額が大きくなっているものの、全体的には緩やかに減少している状況です。しかし、医療や福祉など社会保障関係経費にあたる扶助費については、平成22年度と比較し、約13億円増加しています。

また、普通建設事業費については、大型の建設工事等の終了に伴い、令和元年度については、前年度と比較し、大きく減少したものの、老朽化した公共施設やインフラの修繕など維持管理に必要な経費、防災対策、災害復旧に関する経費等として、年平均51.2億円を要しています。



(単位:億円)

歳出内訳	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	44.9	46.2	45.4	43.8	44.7	45.9	45.0	44.2	43.8	44.3
物件費・維持補修費	44.5	42.5	45.0	43.1	45.4	46.1	46.4	46.2	46.0	45.5
扶助費	49.8	52.2	53.1	53.0	56.4	56.2	57.8	59.4	59.0	63.1
補助費等	22.5	27.1	30.3	25.1	34.9	66.8	56.0	39.5	33.0	34.1
普通建設事業費	48.1	59.6	57.0	55.7	74.7	61.3	43.4	39.0	44.9	29.2
公債費	36.5	37.4	39.3	40.4	46.3	43.4	44.8	44.0	43.0	43.1
繰出金	41.7	39.6	41.9	40.4	42.6	43.2	25.9	25.9	25.9	26.7
その他	26.7	16.7	6.0	12.6	8.9	13.6	4.5	4.2	11.0	4.4
歳出合計	314.6	321.3	317.9	314.1	354.0	376.5	324.0	302.5	306.5	290.5

出典:「地方財政状況調査関係資料」(総務省)(<http://www.soumu.go.jp>)を基に政策課が作成

エ 歳出の見通し

財政推計では、社会保障関係経費にあたる扶助費について、高齢化に伴い、増加傾向が続くものと予測しています。物件費については、業務システムの更新時期に、また、借入金の返済にあたる公債費については、借入金の借り換えの時期に併せ、それぞれ一時的に増加しますが、歳出全体としては、減少していくと見通しています。

しかし、老朽化した公共施設等の対策や多様化する災害リスクへ対応するための防災対策など、普通建設事業費の増加が懸念されることから、引き続き歳出の節減に努める必要があります。

(単位:億円)

歳出内訳	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
人件費	51.0	50.2	50.6	50.6	50.8	50.7	50.8	50.9	50.7	50.7
物件費・維持補修費	75.8	54.5	56.0	55.8	59.6	58.5	58.1	55.9	59.2	56.5
扶助費	74.7	67.4	67.8	68.1	68.5	68.8	69.3	69.7	70.3	70.8
補助費	44.5	27.2	27.1	26.5	24.7	24.0	24.0	22.8	23.1	23.1
普通建設事業費	56.1	59.6	44.0	46.0	39.6	45.7	40.2	37.9	47.7	45.7
公債費	49.2	54.2	55.9	59.2	62.6	54.6	50.6	53.8	46.4	45.3
積立金	28.1	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
繰出金	26.8	27.0	27.0	26.7	26.7	26.7	26.8	26.8	26.9	26.9
その他	6.0	5.9	5.2	4.7	3.9	3.3	2.5	3.8	1.1	0.4
歳出合計	412.2	368.2	355.8	359.8	358.6	354.5	344.5	343.8	347.6	341.6

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

(3) 地方債、基金残高の状況と見通し

ア 地方債の状況と見通し

地方債は、公共事業や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、市が国や銀行などから借り入れる資金です。道路や公共の建築物のように長期間にわたって使用するもの場合は、造った年に住んでいた人の税金だけで支払うのではなく、資金を借りて将来笛吹市に住む人にも負担をしていただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。財政推計では、令和3年度の地方債残高見込額約407億円が、令和12年度には約351億円まで減少すると見通しています。返済は長期にわたるので、将来の財政負担が大きくなるように、借入と償還のバランスを考慮し、計画的に管理をすることにより、引き続き残高の縮減を図っていきます。

(単位:億円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
借入見込額(借換債を除く)	42.1	36.8	32.1	36.4	31.1	35.1	31.7	30.5	35.7	36.4
元金償還見込額(借換債を除く)	38.6	40.3	40.8	41.2	40.3	40.1	40.1	40.1	39.6	39.4
地方債残高見込額	407.7	404.1	395.4	390.6	381.4	376.4	368.0	358.4	354.5	351.5
借換債見込額	8.8	12.1	13.2	15.9	20.1	12.2	8.0	11.2	4.1	3.1

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

イ 基金残高の状況と見通し

市では、年度間の財源の変動に備えて基金を積み立てており、経済不況などによる市税の減少や災害の発生など、やむを得ない理由で財源不足が生じた際に取り崩して活用しています。財政推計では、各年度、一定額の基金を積み立てるとともに、取り崩しを抑制することで、基金残高の微増を見込んでいます。予期せぬ事態にも柔軟に対応し、計画的に財政運営を行うため、引き続き基金の確保を図っていきます。

(単位:億円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
基金積立見込額	28.1	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2
基金繰入見込額	28.8	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
基金残高見込額	181.4	181.6	181.8	181.9	182.1	182.2	182.4	182.6	182.7	182.9

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

(4) 財政健全化判断比率の状況と見通し

地方公共団体は、毎年度の決算に基づく、一般会計の「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」及び公営企業会計の「資金不足」の比率をそれぞれ算出し、公表することが義務付けられています。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して県や国への報告が必要になり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなります。

ア 実質赤字比率

一般会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。令和2年度において、本市の一般会計は黒字となっているため、算定されていません。今後も黒字となるよう努めます。

イ 連結実質赤字比率

特別会計や公営企業会計を含む市の全ての会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。令和2年度において、本市は、全ての会計が黒字となっているため、算定されていません。今後も黒字となるよう努めます。

ウ 実質公債費比率

市が借り入れた地方債の返済額である公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。3年間の平均値を用い、18%以上になると新たな借金をするために、国や都道府県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となり資金の借入を制限されます。財政推計では、令和4年度以降、緩やかに上昇していくと見通しています。

(単位:%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
実質公債費比率(3年平均)	8.4	8.2	8.7	9.3	9.6	9.9	10.0	10.6	10.8	11.2

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

エ 将来負担比率

市が借り入れた地方債など負債の大きさを、財政規模に対する割合で表した比率です。350%以上で早期健全化団体となります。

財政推計では、基金が増加し、地方債が減少する見込みであることから、令和5年度までは、緩やかに減少するものと見込んでいますが、それ以降、徐々に上昇していくと見通しています。

(単位：%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
将来負担比率	21.8	17.1	15.7	18.5	16.9	18.5	17.8	17.1	20.5	24.5

出典:「笛吹市長期財政推計(令和3年12月)」を基に政策課が作成

(5) 課題

本市は、定員適正化計画に基づき、正規職員の定数を計画的に削減してきましたが、新たな行政課題や、多様化、高度化する市民ニーズへの対応に伴い、職員一人ひとりの事務量が増加しています。このため、効率的かつ効果的な行政運営を目指し、人材育成や、業務の効率化に取り組むとともに、最適な組織体制の構築及び適正な人員配置を目指す必要があります。

財政面では、財政推計によると、直ちに大きな影響はないものの、近年頻発する自然災害への備え等、防災対策に必要な財源も確保しておかなければならないことから、安定した財政基盤を確立する必要があります。

人的にも財政的にも資源に限られる中、質の高い、市民にとって真に必要な行政サービスを迅速に提供できる体制を整備することが課題となっています。

第3章 第5次行財政改革大綱の基本的な考え方

1 第5次行財政改革大綱の目標

多様化する市民ニーズに的確に応えるため、第5次行財政改革大綱では「Take Action まず行動を起こそう」をスローガンに、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる市役所を目指します。笛吹市の行財政を身の丈に合ったものにするとともに、将来世代に負担を先送りしないよう、100年続くまちの実現に向け、引き続き、改革を進めます。

2 第5次行財政改革大綱の基本方針

第5次行財政改革大綱の目標を達成するため、次のとおり5つの基本方針を基に、行財政改革を推進します。

(1) 時代の変化を的確に捉え、チャレンジする

高度化、多様化する市民ニーズ、少子高齢化など、時代の変化を的確に捉え、行政サービスが現状に適したものであるか検証した上で、事務事業や仕事のやり方、考え方を見直すとともに、職員の意識改革や能力向上を図り、効果的、効率的な行財政運営を推進します。また、統計データや各種指標など、客観的、合理的な根拠に基づいた政策立案を行うため、EBPMⁱを推進します。

(2) 資源の最適化

多様化する行政課題に対応するため、財源、人材、施設などの限られた資源を効果的、効率的に運用します。

(3) 新たな技術の活用

市民の安全、安心や利便性の向上、行政内部の効率化を実現するため、既存のICTⁱⁱや新たな技術を取り入れ、DX(デジタル・トランスフォーメーション)ⁱⁱⁱを推進します。

(4) 公民連携の推進

公共サービスをより充実したものとするため、行政が直接行う必要性や効率性、サービス向上などの観点から、民間のノウハウを活用した方がより効果的、効率的に実施できるものについては、市民団体や企業等と連携するなど、民間活力の活用を推進します。

ⁱ EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング): 証拠に基づく政策立案のことで、統計データ等、確かな根拠に基づき、政策目的を明確化した上で、政策の決定や実行、効果の検証を行うこと

ⁱⁱ ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー): デジタル化された情報を、通信を使ってやり取りする技術

ⁱⁱⁱ DX(デジタル・トランスフォーメーション): デジタル技術を活用し、組織や社会、人々の生活をより良いものに変革する取組

(5) 財政基盤の強化

人口減少や少子高齢化による市税の減収、社会保障関係経費の増加、また、老朽化した公共施設等の対策や多様化する災害リスクへ対応するための防災対策など、財政状況が厳しさを増す中、安定した財政基盤を確立するため、全職員がコスト意識を持ち経費の節減を図ります。

1 時代の変化を的確に捉え、チャレンジする



(1) 市民にわかりやすい市役所

ア わかりやすく負担の少ない窓口へ

市役所では、窓口での手続きが、目的ごと複数に分かれていたり、手続きによっては、フロアや庁舎間の移動が必要であったり、それぞれの窓口で申請書ごとに、複数回、住所や氏名等同じ内容を記入しなければならないなど、市民にとってわかりにくく煩雑な状況となっています。

市では、これまでも、総合案内やおくやみコーナーの設置、番号発券機の導入など、市民の利便性を考え、窓口の改革に取り組んできましたが、更なる市民サービスの向上のため、オンライン申請化や手数料等窓口での支払いのキャッシュレス化など、手続きの簡素化、市民の負担軽減及び利便性の向上を図り、わかりやすく、負担の少ない窓口を目指します。

イ わかりやすい文書、お知らせの推進

市が市民に送る通知等について、文章が難しい、もう少し簡単に理解できる表現や内容にして欲しいという御意見があることから、市が送る通知等について、専門用語をできるだけ使用せず、わかりやすい表現にするとともに、作成する部署にかかわらず、市として、統一感のある文章の作成に努めます。

ウ 市民へのわかりやすい情報発信

市民が必要としている情報を市民にわかりやすく伝えるため、広報紙やホームページ、SNS やアプリ等を活用し、効果的な情報発信に取り組みます。

(2) 事務事業の見直し

ア 事務事業評価の実施

業務の効率化及び経費の節減だけでなく、新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革の視点で事務事業を厳しく評価します。

イ 類似した事務の集約化

同様の事務を複数の部署で行っていないか、一連の事務が複数の部署にまたがり、重複していないか、実施部署として適切かなど、事務のやり方を見直し、必要に応じて事務を集約化します。

(3) 人材育成と効率的な組織体制の構築

ア 市民ニーズに即した組織の見直し

市民の多様なニーズに即した施策を効果的、効率的に展開するため、従来の在り方にとらわれることなく、組織を見直します。

イ 職員の能力向上

これからの自治体職員には、多様化する行政課題を解決するため、前例にとらわれず、新たな発想で業務を遂行する能力が求められています。このような能力を身につけることができるよう、効果的な研修を実施し、時代の変化に柔軟に対応する人材の育成を図ります。

ウ 職員の意識改革

職員一人ひとりが、自発的に主体性を持って課題解決に取り組むため、管理職が中心となり、適切なビジョンを示すとともに、適正なマネジメントを行うことで、職員の意識改革を促し、組織の活性化を図ります。

(4) 客観的根拠や証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進

過去の「慣行」で行われてきた政策は、本来の政策目標に照らし合わせたとき、時代の変化とともに、実効性に欠けている場合があります。このことから、より効果的、効率的に政策を実行するため、目的を明確にした上で、統計データや各種指標など、客観的な根拠や証拠(エビデンス)に基づく政策立案を推進します。

2 資源の最適化



(1) 業務分析による事務の見直し

ア 業務手順の見える化を推進

業務の効率化を図るため、業務の手順を整理し、改善すべきポイントを明確にします。

イ 業務の属人化の防止

業務が特定の職員に集中し、属人化することで、業務のスピードや品質が低下するほか、仕事の抱え込みによる人材育成の阻害、長時間労働の増加、また、チェック体制が機能せずミスが発覚が遅れるなど、様々な弊害が生じると考えられます。そこで、業務を標準化するとともに、業務マニュアルを整備し、特定の業務を限られた人だけができる状態を防ぎます。

ウ 業務手順の最適化

業務手順を見える化し、課題を整理した上で、手順や手段を再構築し、業務手順の最適化を図ります。

(2) 組織の見直し、人員配置の最適化

市民サービスを効果的、効率的に行うため、業務の量や特性を踏まえ、定員の適正管理、人員配置の最適化を図ります。

(3) 公共施設等マネジメントの最適化

公共施設やインフラの老朽化が進む中、全ての公共施設等を更新し、保有し続けることは困難な状況です。公共施設等の総量削減に関する基本方針を示した「笛吹市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来のまちづくりを見据えた維持管理を実施することにより、財政負担の軽減と平準化を図ります。

3 新たな技術の活用



(1) 基幹系情報システムの標準化

住民記録システムなど、基幹系の情報システムについて、その大半が法令で定められた事務処理ですが、利便性等の観点から地方公共団体が個別に機能のカスタマイズ等を行っています。これにより、維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体ごとに経費を掛け対応しており、財政的な負担が大きくなっています。国においては、こうした課題を解決するため、基幹系情報システムの標準化に向けた取組を推進しています。市においても、国の動向を注視するとともに、基幹系情報システムの標準化に向けた取組を進めていきます。

(2) マイナンバーカードの普及促進

窓口における手続きの簡素化や市民の負担軽減を進めるには、マイナンバーカードの普及が重要となってきます。市民がマイナンバーカードを持つメリットを高めるため、行政手続きのオンライン化、申請書等へ記入する箇所を極力少なくする「書かない窓口」の実現など、窓口改革を行うことにより、マイナンバーカードの普及促進を図っていきます。

(3) スマート自治体推進への取組

ア オンライン申請の推進

市民が行う手続きにおいて、市役所を訪れなくても、自宅等でパソコンやスマートフォンを使用し、申請ができる仕組みの導入を進めます。

イ 紙媒体の削減（ペーパーレス化）

手続きにおける申請書、各種会議資料、市役所内部でやり取りする書類等、紙の購入や印刷に要する経費の削減、差し換え作業による時間的なロスを減らすため、ペーパーレス化を進めます。

ウ 統合内部事務システムの導入

事務の効率化、ペーパーレス化、職員の負担軽減及びコストの低減を図るため、内部事務を円滑に遂行するためのシステムを導入します。

エ テレワークの推進

多様な働き方の実現、業務の効率化など、働き方改革としての取組だけでなく、感染症対策や災害時における行政機能の維持という観点から、テレワークの導入を推進します。

（4）情報共有化の取組

ア オープンデータの推進

公共データの活用促進を図るため、市が保有する様々なデータから、個人情報など公開できないものを除き、二次利用可能な形で公開する、オープンデータの取組を進めます。

イ 庁内データ共有の推進

業務の効率化を図るため、市役所の各課が保有する様々な情報を庁内でオープンデータ化するなど、情報の共有化を推進します。

4 公民連携の推進



（1）市民協働の推進

ア 協働によるまちづくり

幅広い分野において多様化する地域課題を解決するため、行政だけがその役割を担うのではなく、市民や行政区、企業、学生など、多様な主体の発想や創造力、得意分野を活かしながら、それぞれの役割に応じて協働によるまちづくりを進めます。

イ 福祉に関する課題の共有及び地域連携の推進

少子高齢化に伴い、地域における福祉に関する課題が多様化する中、新たな課題へ対応するために、地域の実態や課題を調査し、その情報を共有するとともに、各種団体と連携しながら、課題解決を図ります。

(2) 民間活力の導入の推進

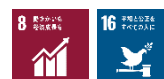
ア 新たな委託方法の検討

民間事業者への委託について、民間事業者の意欲を向上させ、より高い事業成果を得るための手法である「成果連動型民間委託契約方式(PFS)ⁱ」、公共施設の維持管理における包括管理委託など、新たな手法を検討していきます。また、従来どおり、定型的業務における民間委託や、指定管理者制度など、民間の技術、知識、経験を活用し、公共サービスの質の向上や業務の効率化を図ることができる業務について、民間委託を推進していきます。

イ PFIⁱⁱの推進

公共施設の更新や統廃合等の際は、PFI等、民間のノウハウや創意工夫、民間資金を活用し、効率的、効果的な公共サービスの提供を図ります。

5 財政基盤の強化



(1) 財源確保の取組

ア 税収の増加

歳入の根幹である税収を増加させるため、企業誘致、産業の育成、起業支援、雇用創出を図るとともに、生産年齢人口の減少を食い止め、若年者層の転入策を講じるなど「第二次笛吹市総合計画」及び「笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、市内全体で取り組みます。

また、課税客体の把握強化に努め、適正な課税を推進するとともに、公金の収納方法の多様化及び徴収体制の強化を図ります。

イ その他財源の確保

有料広告の拡大や未使用又は利用率の低い公共施設及び遊休地化した市有地の売却や貸付、ふるさと納税による寄附額の増加など、財源の確保に取り組みます。

ウ 国県支出金の確保

財源を確保するため、関係機関と密接な連絡を取り、情報をいち早く収集するなど、国県支出金の確保に努めます。

ⁱ 成果連動型民間委託契約方式(PFS):事業の成果目標をあらかじめ定め、その成果に応じて最終的な委託料の支払額が決まる、行政サービスの業務委託契約

ⁱⁱ PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ):公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

(2) 歳出節減の取組

ア 業務分析結果に基づく人件費の節減

人件費を節減するため、業務分析の結果を基に、業務の効率化、組織の見直し、人員配置の適正化による時間外勤務の縮減、会計年度任用職員の任用の見直し等を図ります。

イ 公共施設等の適正な維持管理の実施

「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」並びに「長寿命化計画」に基づき、定期的な点検、計画的な改修等、適正な維持管理を行い、財政負担の軽減、平準化に取り組むとともに、公共施設マネジメントシステムを有効活用し、情報の蓄積、庁内における情報の共有化を図ります。

ウ 補助金及び交付金の適正化

社会情勢の変化や現状のニーズを踏まえ、その目的や効果、必要性等の観点から、必要に応じて見直します。

(3) 財政の健全化

財政基盤の強化を図るため、中長期的な視点で作成する長期財政推計に基づき、計画的な財政運営に努め、財政の健全化を推進します。また、統一的な基準による地方公会計に基づき作成する財務書類を分析した上で、市民にわかりやすく市の財政状況を公表することで、透明性を確保するとともに、市民の理解を深める取組を推進します。

(4) 特別会計等の経営健全化

一般会計からの繰出金及び補助金を縮減するため、特別会計や公営企業会計の経営健全化を図ります。

資料編

第 5 次笛吹市行財政改革大綱に関する諮問書

笛 政 第 7-44 号

令和 3 年 7 月 27 日

笛吹市行政改革推進委員会会長 様

笛吹市長 山下 政樹

諮問書

笛吹市行政改革推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、第 5 次笛吹市行財政改革大綱について貴委員会の意見を求めます。

1 答申を希望する時期

令和 4 年 3 月

第 5 次笛吹市行財政改革大綱に関する答申書

令和 4 年 3 月 28 日

笛吹市長 山下 政樹 様

笛吹市行政改革推進委員会
会長 古屋 亮

第 5 次笛吹市行財政改革大綱の審議について（答申）

令和 3 年 7 月 27 日付け笛政第 7-44 号で市長からの諮問を受け、第 5 次笛吹市行財政改革大綱の策定の方向性などについて慎重に審議しました。

その結果、大綱に当委員会において出された意見もおおむね反映されており、大綱の策定は妥当と判断しましたので、次のとおり意見を添えて答申します。

- 1 市民にとってわかりやすく、負担が少ない窓口の実現や、わかりやすい文書の作成、情報発信に努めていただきたい。
- 2 新たな行政需要や市民のニーズに迅速かつ的確に応えるため、事務事業や組織に関する不断の見直し、公共施設の適正化など、限られた資源を有効に活用していただきたい。
- 3 社会経済情勢の変化に対応するため、ICT を効果的に活用し、市民サービスの向上や新たな生活様式への対応、業務効率化などに遅滞なく取り組んでいただきたい。
- 4 地域における課題が多様化する中、行政区や市民、各種団体と情報を共有するとともに、連携しながら課題解決に取り組んでいただきたい。
- 5 企業誘致など雇用創出を図るとともに、生産年齢人口の増加策を講じるなど、税収を増加させるための施策を進められたい。また、人口減少や少子高齢化、気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響など、先行きが見通せない状況だが、基金や地方債の残高に留意し、健全で安定した行財政運営に努めていただきたい。
- 6 第 5 次大綱の取組においても、取組の効果を図るため十分な検証に努めていただきたい。

笛吹市行政改革推進委員会 委員

(順不同、敬称略 ◎会長 ○職務代理)

氏 名	団 体 名	役 職 名
◎古屋 亮	山梨学院大学	教授
○渡辺 たま緒	公益社団法人 山梨総合研究所	主任研究員
和田 賢治	株式会社 山梨中央銀行	石和・春日居支店長
奥山 栄樹	株式会社 YSK e-com	常務取締役
鈴木 保正	笛吹市連合区長会	理事
西海 俊夫	笛吹市文化協会	会長
尾澤 正美	笛吹市スポーツ協会	会長
堀内 知恵子	笛吹市男女共同参画推進委員会	委員長
竹内 稔	笛吹市民生委員児童委員協議会	会長
松本 信也	笛吹市 PTA 連合会	副会長
角田 佑介	笛吹市保育所保護者連合会	代表
鈴木 貴章	一般社団法人 笛吹青年会議所	理事長
冬木 裕二	公募委員	

第 5 次笛吹市行財政改革大綱策定の経過

行政改革推進委員会開催状況	
年 月 日	内 容
令和 3 年 7 月 27 日	第 1 回行政改革推進委員会 委嘱状交付、諮問、これまでの取組及び第 5 次大綱の方向性について
令和 3 年 7 月 28 日～8 月 31 日	第 5 次大綱の策定に関する委員からの意見募集
令和 3 年 10 月 29 日	第 2 回行政改革推進委員会 第 5 次大綱(案)について
令和 4 年 3 月	第 3 回行政改革推進委員会 (書面による確認) 第 5 次大綱答申(案)について審議
庁内における協議	
年 月 日	内 容
令和 3 年 6 月 10 日	第 1 回行政改革推進本部会議 これまでの取組及び第 5 次大綱の方向性について
令和 3 年 10 月 14 日	第 2 回行政改革推進本部会議 第 5 次大綱(案)について
令和 4 年 1 月 13 日	第 3 回行政改革推進本部会議 第 5 次大綱(案)のパブリックコメントの実施について
令和 4 年 3 月 10 日	第 4 回行政改革推進本部会議 第 5 次大綱(案)の最終確認について

Take Action まず行動を起こそう

第5次笛吹市行財政改革大綱

令和4年度～令和7年度

発行日 令和4年3月29日

発行・編集 笛吹市総合政策部 政策課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL055-262-4111(代)

FAX055-262-4115
